(様式第4号)

上田市自治基本条例検証委員会 会議概要

1審議会名 第3回上田市自治基本条例検証委員会 2 日 令和2年10月7日 午後1時30分から午後4時まで 時 3 会 場 市役所本庁舎 6階 大会議室 4 出 席 者 南雲委員(会長)、中村委員(副会長)、浦部委員、笠原委員、金井委員 齋藤委員、桜井委員、直井委員、堀委員、間藤委員 皆川委員、柳沢委員、山﨑委員、山本委員 5 市側出席者 城下市民まちづくり推進部長、大矢政策研究センター副センター長、宮澤市民参加・ 協働推進課長、佐藤人権男女共生課長、佐藤消防総務課長、上原議会事務局次長、 緑川広報シティプロモーション課長、田中危機管理防災課長、山岸生活環境課長、 坂口総務課係長、松崎自治協働支援担当係長 6 公開·非公開 公 開 · 一部公開 · 非公開 7 傍 聴 者 0人 記者 0人 8 会議概要作成年月日 令和2年10月8日

議 事 項

築

1 開会

- 2 あいさつ (会長)
- 3 協議事項
- (1)会議概要の確認について 修正なし
- (2) 質問事項(前回第2回までの検証分)に対する回答について

協

前文【事務局 資料に基づき回答】

(会長) 逐条解説に掲載とのことだが、条文に盛り込まなければ市民の目に届かないのではないか。 (事務局) 上田市のホームページ等で最終的に提言書としてまとめて市民の皆様に周知する。

第2条【事務局 資料に基づき回答】

(委員) 認可地縁団体についてはどのような扱いになるのか。

(事務局) 単体で表記する場合は漢字の「者」を使用する。

第4章【事務局 資料に基づき回答】

第5条【事務局 資料に基づき回答】

第6・7条【事務局 資料に基づき回答】

第11条【事務局 資料に基づき回答】

第12条【事務局 資料に基づき回答】

その他

(委員)子どもの参加について自治基本条例でどういった位置づけをしていくのか。住民参加を謳うのであれば、子どもの参加も必要。子どもが意思表明出来る、まちづくりに参加できる権利を条例に明記できれば。

(事務局) 他市の状況等も確認した上で、次回回答させていただきたい。

(3)条例の検証(第5章~第8章)

第13条【事務局 資料に基づき回答】

(委員) 第3項に「~地域コミュニティが連携するまちづくり組織を設立することができます。」と明記されているが、現在設立の進行形のため、「設立します」といったような表現の方がいいのでは。また逐条解説に「中間支援組織」の活用の記述があるが、「中間支援組織」とは具体的にどのような組織か。(事務局) すべての地域で組織が設立されてから見直しを検討させていただきたい。中間支援組織とはNPO 法人を立ち上げたい・支援を受けたい人を支援する組織。市としてもNPO の活動を活発化するために連携を強化しながら進めていきたいと考えている。

(委員) 住民自治組織とまちづくり組織は同じものを指すのか

(事務局) 同じものを指す。地域によって名前は異なる。

第14条【事務局 資料に基づき回答】

(委員) 自治会加入率が低下しており、運営が大変で役員を兼務している状況。加入促進リーフレットの活用、不動産業者の連携も更にして加入を促進してほしい。一定程度強制力を持たせることをしないと自治会の運営そのものが立ち行かなくなる。

(事務局) 自治会加入への強制・義務化については最高裁の判例も出ているため難しい。前回の見直しの際も検討され、改正しないとなった経緯もあり、今回も現状のままとさせていただきたい。

加入促進リーフレットには防犯灯、ごみ処理、消防負担金等についても記載しており、市民課窓口でもお配りしている。自治会でもリーフレットのQ&Aを利用するなどして加入促進に活用してほしい。

- (委員) 自治会加入促進において市民課窓口及び行政にも協力いただたいている。自治会という文言を条例の中に入れ込んでいくか担当課で協議いただきたい。
- (委員) 自治会を活性化していく上で一番大切なのは住民ひとりひとりの意識を改めていくこと。自治会の必要性、役割を住民に広く周知して理解していただくことが重要。
- (委員) 転入者や若年層にとって自治会費を払うことの負担も大きい。移住者の中には積極的に地域と関わりを持ちたいと思う方が多い一方、既存の伝統的な価値観・文化に馴染めないといった方も多い。自治会加入の促進に限界を感じる一方NPOの活用も条例に明記していければ。
- (事務局) 自治基本条例は理念条例のため、逐条解説等でNPOの文言追記等含めて検討したい。
- (委員) 守り育てるのは地域コミュニティではなく、快適に暮らせるすみよいまち。自治会であれNPOであれ地域コミュニティが目指すところも同様。やはりもう少し違ったことばで表現できれば。
- (事務局)第2条でまちづくりの定義を「だれもが住み続けたいと思える魅力あふれる豊かな上田市にしていくための活動」としており、これがベースとなると考えている。
- (委員) これはどこにかかるのか。地域コミュニティの維持が目的なわけではない。
- (委員) 守り育てたいのは「すみよいまち」ではないか。
- (委員) 自治会に関して「参加」ではなく、「参画」ということばを入れたらどうか。若い人達、女性は 自分達が参画できるものでないと加入しづらい。
- (委員)女性の登用については自治連でも取り組みを行っている。自治連・各自治会協力してそういった 方向に持っていくようにしたい。
- (委員)参加と聞くと「行けばいい」という捉え方になってしまう。企画の段階から携われる市民の参加 の仕方を強調出来ないか。
- (委員) 参加・参画という表現に出来ればよいのではないか。
- (委員) 自治会の中に参画意識を持って女性が入っていないというのが現状。特に若い女性は参画という言葉を使っている。私達の方が参加という言葉にこだわっているように思う。参画という言葉にした方が、一緒に考えて作り上げていくという風になるのでは。次回までに事務局で練っていただければ。
- 第15条【事務局 資料に基づき回答】
- 第16条【事務局 資料に基づき回答】
 - (委員)様々な形で情報提供されているとのことだが、それについて検証されているのか。
 - (事務局) 媒体ごとに集計している。昨年の台風を機に市のメール登録は増加しており、市のホームページについてもわかりやすい表現が出来るよう取り組んでいる。
 - (委員)紙媒体でなければ情報を見れないが、自治会未加入で広報が届かないといったこともあり、情報を受け取る側の格差が生じている。市民に情報を広く行きわたるよう引き続きお願いしたい。
 - (事務局) 若い世代はSNS、高齢の方では紙媒体の広報誌からというように情報収集の媒体が異なる。 様々な媒体を使って重ねての発信が重要になってくるかと思っている。市民皆さんに情報が届くよう 色々な方法を使いながら、重ねて多様性を持たせて情報を発信していくことが大切だと思っており、引 き続き努めていく。
 - (委員) 100年に一度の災害が起きている今、有線放送は非常に重要な役割を果たしていくと思う。今 あるものをどう活用していくか、有線の皆さんとも検討していただきたい。お年寄りで家にいる人は有 線をとても聴いている。
 - (事務局) 有線放送事業者とも連携して検討したい。
- 第17条【事務局 資料に基づき回答】

第18条【事務局 資料に基づき回答】

(委員)災害時民生委員中心になって避難情報を伝えているが、自治会未加入の方については情報伝達が 出来ない。個人情報保護は大切だが地域住民の安心・安全を守るためには、民生委員位には自治会未加 入の方の情報を教えてもらうことなど出来ないか。

(事務局) 個人情報保護条例上は、緊急時にそのような情報を開示できる仕組みにはなっている。市の条例を変える必要はないが、運用の詳細については予め定めておく必要があると考えている。担当課に意見を持ち帰って検討したい。

(委員) 昨年度子どもが18歳になった世帯宛に自衛隊勧誘の通知が届いた。国からの要請があった際、対象の個人情報を提供する場合の明記もしておいた方がいいのではないか。

(事務局) 例外部分の所に法令等の定めがあるとき、という明記がある。法令に基づく際は問題ないが、「等」の部分にあたる事案については審議会にて市としての判断を決めているので、今後も継続して行っていく。

第19条【事務局 資料に基づき回答】

(委員) 感染症対策についても危機管理の対象となるならば条例にも盛り込む必要があるのでは。

(事務局) これまで危機管理では自然災害に対応する側面が多く見られたが、感染症対策を踏まえた対応 が必要になった状況がある。保健衛生の関係部門と検討したい。

(委員) 昨年の台風災害時にも復旧の部分で自治会を中心とした自主的な活動が多くあった。復旧に関するものは条例に含んでいるのか。

(事務局) 地域防災計画には含んでいるが、条例に記載する必要があるか確認させていただく。

第20条【事務局 資料に基づき回答】

(委員) ICT、スマートシティといっていて若い人にはいいが年配の方が取り残されないようにしてもらいたい。市民の切実な声をつかんでもらいたい。

(事務局)しっかり念頭に置きながらいろんな事業を進めていく必要があると考えている。スマートな部分とアナログの部分を組み合わせる配慮が必要。

(委員) 有線放送について、武石は有線放送廃止に伴いエリアトークになったが非常に便利になった。資料に武石も加えていただきたい。

(事務局) 武石の加入率は把握しているので、資料に追加させていただく。

4 その他

次回日程及び内容について連絡

5 閉会